



長野県報

11月26日(月)
平成30年
(2018年)
第3029号

目 次

告 示

生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく喀痰吸引等業務を行う者の登録（地域福祉課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	3

告 示

長野県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
小規模多機能型住宅介護	有限会社宗明会	安曇野市堀金鳥川1079-1	小規模多機能型複合福祉施設見岳荘～けやき～	安曇野市堀金鳥川368-1	平成30年9月26日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	株式会社アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村1284-9	株式会社アルプス薬局	上伊那郡南箕輪村1284-9	平成30年9月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	川西商事有限会社	上田市常田2丁目22番39番	はやし薬局	上田市常田2丁目22番39番	平成30年9月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	川西商事有限会社	上田市常田2丁目22番39番	フォレスト薬局	上田市塩川1362-1	平成30年9月1日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	有限会社いろは堂 薬局	伊那市高遠町西高遠1783-1	かなみいろは堂薬局	伊那市高遠町小原951-1	平成30年6月1日
認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護	株式会社ふくし館	茅野市湖東7050番地	グループホームすずらん	茅野市湖東7050番地	平成30年10月30日
通所介護	有限会社わくわく	飯田市松尾寺所7043-1	デイサービスわくわく	飯田市桐林206	平成30年10月30日

地域福祉課

長野県告示第608号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール大手薬局	諏訪市大手1-16-6	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール松本薬局	松本市中央2-5-10	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール松本南薬局	松本市野溝西1-9-35-8	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール小諸薬局	小諸市甲4598-23	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオールひがしの薬局	飯田市鈴加町1-21	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール飯田薬局	飯田市大通1-26-6	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオールめがね橋薬局	飯田市伝馬町1-1	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオールまるやま薬局	飯田市白山町3-東3-1	平成30年9月30日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー37階	クオール飯田北薬局	飯田市大通1-19-1	平成30年9月30日

地域福祉課

長野県告示第609号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3の喀痰吸引等業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

(登録喀痰吸引等事業者 介護老人福祉施設)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
松川町	特別養護老人ホーム 松川荘	長野県下伊那郡松川町元大島2965番地1	平成30年12月1日

(登録喀痰吸引等事業者 短期入所生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人松川町社会福祉協議会	特別養護老人ホーム 松川荘	長野県下伊那郡松川町元大島2965番地1	平成30年12月1日

地域福祉課

長野県告示第610号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市中条日下野字臥雲3391の1、3391の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第611号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

須坂市大字豊丘字乳山3321の23

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第612号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字千代里字家ノ上原269の19から269の23まで、字鳥ウチ沢387の5から387の9まで、387の12から387の15まで、387の18、387の19、387の24

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、平成34年3月31までに行う伐採については、イにかかわらず伐採することができる。

エ 家ノ上原269の19 所在の森林

オ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、平成32年3月31までに行う伐採については、イにかかわらず伐採することができる。

エ 家ノ上原269の20から269の23まで、字鳥ウチ沢387の9、387の12から387の15まで、387の18、387の19、387の24 所在の森林

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第613号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿智村浪合17の767、17の768、810の39、810の49、810の51、810の56

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第614号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町吾妻1637の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第615号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡筑北村西条字釜坂1269の1（次の図に示す部分に限る。）、1266の16、1267

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第616号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡白馬村大字北城字下麻21958、21962、21969、字ツフ
レ林21968

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第617号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年11月26日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字瀬戸川字入7140の1、7140の2、7141、
7144、7151の1、7151の2、7152、7158

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課